

事務連絡
令和3年4月23日

八尾市立各学校長 様

八尾市教育委員会事務局
学校教育推進課長
教育センター所長

本市におけるタブレットパソコンの活用について

令和2年度においては、児童生徒用タブレットパソコンを1人1台配備するとともに、校内において無線でインターネットに接続できる環境の整備を行いました。

令和3年度においては、タブレットパソコンの活用について段階を追って取り組みを進めていく予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、不安を感じて登校できないなどの状況にある児童生徒への学びを保障するため、速やかにタブレットパソコンの活用ができるよう準備を進めることといたしました。

つきましては、下記の内容について計画的に活用を進めていただきますよう、お願いいたします。

なお、今後の各学校における教育活動につきましては、緊急事態宣言発令に伴う大阪府教育委員会教育長の通知等に基づき、追ってお知らせいたします。

記

1. 校内におけるタブレットパソコンの活用について

授業をはじめとする教育活動において、児童生徒の習熟度に合わせた活用を行う。

【実施例】

- ・ 検索サイトを活用した調べ学習
- ・ 文章作成ソフト、プレゼンソフトの利用
- ・ 一斉学習の場面での活用
- ・ アプリケーションを用いたオンライン学習
- ・ 一人ひとりの学習状況に応じた個別学習 など

2. 不安を感じて登校できないなどの状況にある児童生徒の対応について

タブレットパソコンを含む ICT 機器等も活用しながら学習支援を行います。

【実施例】

- ・ タブレットパソコン等の利用によるオンライン学習と、プリント学習の組み合わせ
- ・ 学習コンテンツの活用
- ・ 学習教材等（デジタル教材含む）を課題として配付、回収、添削、指導 など